

① 現場立会い予約・日程調整（区ホームページより）

【予約方法】区ホームページ（細街路拡幅整備事業 ページ内リンク先[LoGoフォーム]より）

TOPページ>環境・まちづくり>建築>建物を建てるとき>道路の調査>細街路拡幅整備事業
・年度内の現場立会いは概ね12月頃終了となります。以降の現場立会いは翌年度4月頃再開します。
(終了時期が早まる可能性がありますので、状況については区ホームページ又は電話にてご確認ください。)

② 現場立会い メールによる日程確定の連絡が来たら

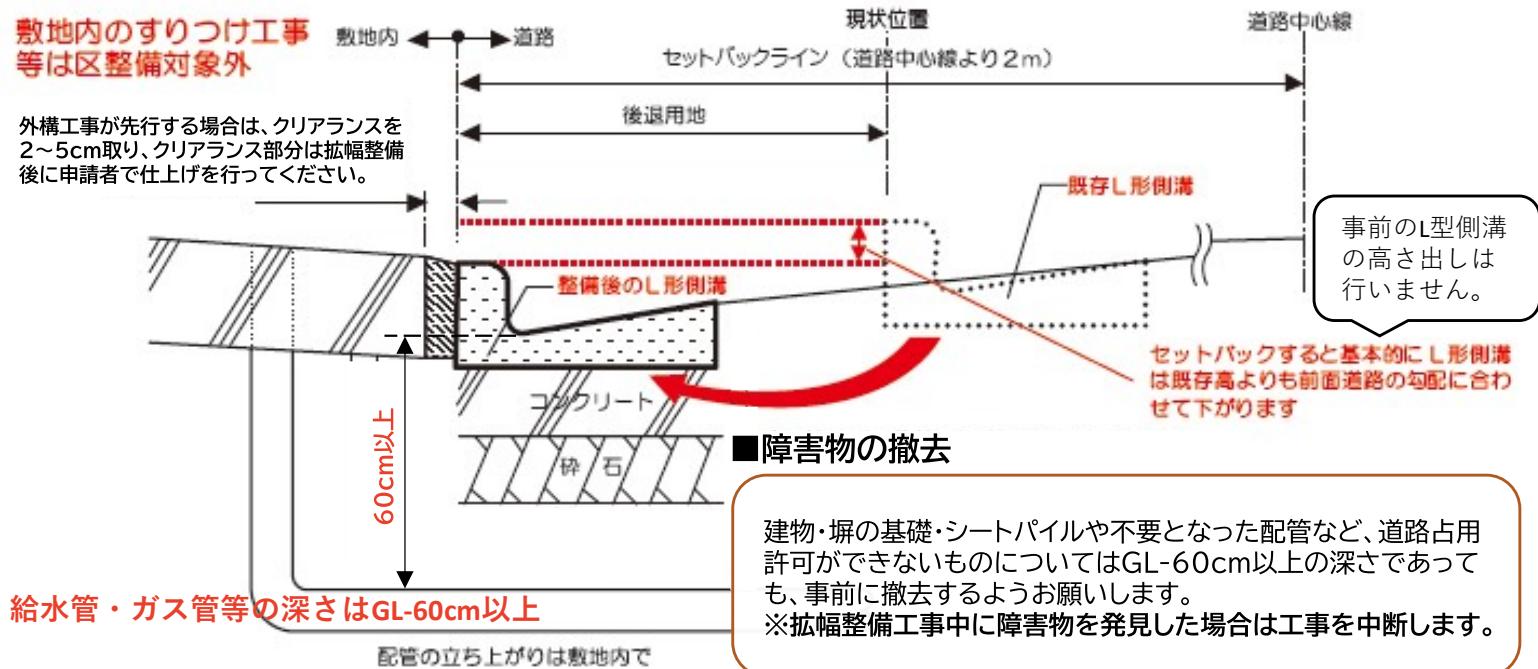
現場の状況確認、工事範囲及び施工内容の決定、道路境界説明図等と現地の整合確認などを目的として行います。

【現場に来て頂く必要がある方】申込者または受任者（工事時期の調整ができる方もご同席願います。）

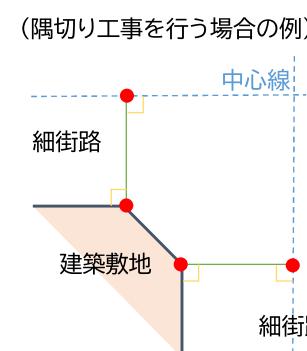
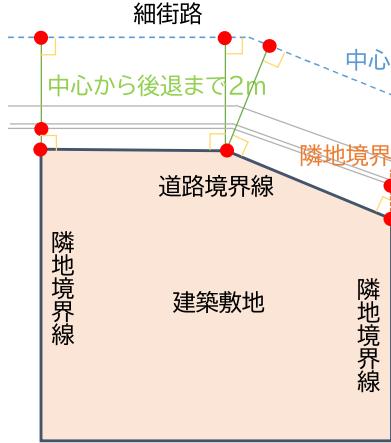
・現場立会いまでに①で指示があったポイントに仮点(ペンキ・木杭等)を出しておいてください。

当日に仮点がない場合には、立会い不成立となり、再度①からやり直しとなります。

・出していただいた仮点が工事着手までに消失した場合、復元が必要になります。



■仮点の位置出しの例



■仮点の例

良い例



- 悪い例
- ・ビニールテープ（工事を行うまでに剥がれたり、位置が動く）
 - ・マジック（工事を行うまでに消える）
 - ・スプレー（太くてどこを指してるかが不明確）
 - ・動くもの（マンホール蓋等）上の仮点など…

(日付) 20 年 月 日

本用紙について、受領しました。

(受任者の場合:申込者に本用紙を共有いたします。)

(署名)

工事の決定に必要な条件（私道）

[1] 工事申請書の提出 【必須】

【窓口】 都市整備部安全都市づくり課不燃化推進係（本庁舎5階 22番②窓口）

【提出の条件】

・工事範囲の土地関係権利者に対して、拡幅整備の承諾（工事内容の説明、境界鉢がある場合にはその取扱いについての確認等）を得てください。

・後退用地内の障害物撤去または移設が完了している必要があります。

※工事中に障害物を発見した場合には、工事を中断し、申請者にて是正工事を行っていただきます。

是正工事完了後に、改めて工事の日程調整を行うため、当初の工期から大幅に遅れる可能性があります。

[2] 自費工事施工承認申請書 【必要に応じて】

【必要な場合】 現場立会いの際に指示があった場合

（申請地が角地で区道に接続している場合で、今回の後退に伴い区道側の工事が必要になるとき）

【窓口】 土木部道路課道路占用係（防災センター 3階4番窓口）

TEL: 03-3647-9689

・自費工事の為の費用はかかりません。

その他

◆境界杭等について

工事範囲内の境界杭等を撤去する必要が生じた場合においても、本事業での復元は行いません。

隣地との境界杭等の取り扱いについては、工事申請者（申込者）の責任において事前に調整してください。

復元が必要な場合は、細街路拡幅整備工事後に工事申請者にてご対応願います。

◆工事ができなくなる場合

・拡幅整備によって「急勾配になる」「交通上支障が出るような段差になる」等安全に道路が利用できなくなる可能性がある場合は、工事を行えない場合があります。

・工事範囲の関係権利者に対しては、申請者の責任において細街路拡幅整備工事を行うことについて説明していただき、了承を得てください。工事範囲の関係権利者の方に対して説明が不十分な場合は、工事を取りやめことがあります。

◆施工時期について

細街路拡幅整備は区の予算状況、現場立会い日程調整、年間の工事件数の都合により、施工希望時期に整備できない可能性があります。

◆その他

・その他法令等必要な届け出については申込者の責任において行ってください。

・立会い申込書の内容に変更があった場合や申込を取下げる場合、立会い申込内容変更届を提出してください。